

第10期大東市総合介護計画策定支援業務仕様書（公募用）

1. 業務名

第10期大東市総合介護計画策定支援業務

2. 目的

本業務は、老人福祉法第20条の8第1項、介護保険法第117条第1項及び共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条に基づき策定する、第10期大東市総合介護計画（以下、「第10期計画」という。）に係る高齢者実態把握調査や第9期大東市総合介護計画（以下、「第9期計画」という。）の進捗状況の把握と現状分析等を行うとともに、高齢者が生きがいをもち、安心して暮らせる環境を実現するために第10期計画を策定する。

3. 委託期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月31日まで

4. 委託内容

(1) 令和7年度（2025年度）

① 高齢者実態把握調査支援業務

次の2つのアンケート調査について、発注者と受注者で協議のうえ、実施すること。

調査の名称	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	在宅介護実態調査
調査対象者	抽出日現在で要介護認定を受けていない市内在住の高齢者。	抽出日現在で在宅サービスを利用している市内在住の高齢者。
調査方法	郵送調査	認定調査員による聞き取り調査及び郵送調査
実施期間	契約締結日から令和8年（2026年）1月31日まで	
調査の目的	地域の抱える課題を特定する（地域診断）。	「地域包括ケアシステムの構築」に加え、介護離職をなくすために、「高齢者等の適切な在宅生活の継続」、「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討する。
受注者において行う業務 受注者の費用負担	・高齢者アンケート調査工程表（スケジュール）の作成及びその管理。 ・調査票（案）、発送用封筒、返信用封筒、お礼兼督促用はがき の作成（内容については、発注者と協議すること。） ・発送物の作成（調査表及び回収用封筒の封入・封緘、お礼兼督促用はがき）。 ・発送物にラベルを貼付し、発送する。 ・アンケートの送付、回収に係る郵便等の費用。 ・アンケートの集計（単純集計、クロス集計、その他）。 ・アンケート結果分析・考察。 ・厚生労働省が示す、地域包括ケア「見える化」システム登録のためのデータ抽出及びデータ登録	

	<ul style="list-style-type: none"> ・「第10期大東市総合介護計画アンケート調査結果報告書」(案)の作成。 ・「第10期大東市総合介護計画アンケート調査結果報告書」の印刷製本。 ※『だいたいグリーン調達方針』に定める基準により、「リサイクル適性A」ランクの用紙・インキ等の資材を使用し、同適性を満たしていることを示す表示を入れること。 ・消耗品、その他諸雑費のうち、仕様書に特別の定めのないものの費用負担等。
発注者において行う業務 発注者の費用負担	<ul style="list-style-type: none"> ・調査対象者標本の抽出。 ・調査対象者の住所、氏名等を記載したラベルの作成。 ・回収された調査票の收受・開封。 ・納品物の確認、検品。
納品物	<p>①「第10期大東市総合介護計画アンケート調査結果報告書」(A4 縦・200 頁程度、白黒印刷製本) 数量 50 部</p> <p>②「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」の調査票(電子データ、Word 及び PDF の形式)</p> <p>③「第10期大東市総合介護計画アンケート調査結果報告書」(電子データ、Word 及び PDF の形式)</p> <p>④集計データ</p> <p>⑤地域包括ケア「見える化」システム登録のためのデータ</p> <p>※②～⑤の各データは、電子メールにより納品。</p>
納品期限	令和8年(2026年)3月31日まで
その他留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・調査に当たっては、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施の手引き」及び「在宅介護実態調査実施のための手引き」等、厚生労働省が公開している調査に関する資料等の内容を踏まえること。なお、第10期計画に係る資料等の公開前においては、第9期計画に係る資料等の内容を踏まえて差し支えない。 ・その他必要な事項は受注者と発注者で協議し、発注者の指示に従うこと。 ・業務の遂行にあたっては、十分に発注者と調整を図りながら行うものとするため、打合せは随時行うこと。

② 第9期計画期間における進捗管理等支援業務

ア 介護保険サービス見込量と実績値の乖離状況について、把握・課題分析等を行い、「サービス見込量の進捗管理のための作業シート」の作成等を支援する。

イ 見える化システムを活用し、全国平均、都道府県平均、近隣保険者との比較を行い、特性を明らかにする等、「介護保険事業計画作成のための地域分析・検討結果記入シート」の作成等を支援する。

ウ ア及びイについては、令和6年度実施分及び令和7年度実施分を支援対象とする。

③ 認知症の人や家族等の意見を施策に反映させるための会議等の開催

認知症基本法の理念である、認知症の人や家族等の意向を尊重し、ニーズや困りごとへの対応、認知症の人に優しい地域づくり、共生社会の実現に向けて必要な取組は何か

について、認知症の人や家族、関係機関等が参加する会議（意見交換会）を開催するとともに、意見等を取りまとめた報告書を作成する。

④ 会議支援業務

ア ①②及び③について、大東市総合介護計画運営協議会（以下、「協議会」という。）や本市内部における会議等で報告する際に使用する資料を作成する。

イ アの資料について、協議会（1，2回程度）や内部における会議等に出席し説明するとともに、その議事録を作成する。

(2) 令和8年度（2026年度）

① 第10期計画案の策定支援業務

ア 第9期計画の検証

各取組における現状と課題、今後の取り組みについての整理、助言

イ 地域包括ケアシステム構築に向けた検証、助言

ウ 第10期計画案の策定

(a) 運営協議会の意見、調査結果、現状分析結果、パブリックコメント等の意見等を踏まえ、委託者と協議のうえ、第10期大東市総合介護計画を策定する。

(b) 国・府の基本指針、大東市総合計画、大東市地域福祉計画、その他第10期計画に関連する計画等との整合を図ること。

エ 第10期計画期間中における介護保険事業等の推計

(a) 人口、高齢者数、認定者数、サービス見込量等、その他必要な推計

(b) 介護保険給付、予防給付、地域支援事業の利用量推計等

(c) 第10期計画期間における保険料等

(d) 地域包括ケア「見える化システム」を活用した推計

(e) その他第10期計画作成上、必要な推計

オ 国や大阪府等から提出を求められた書類の作成支援

カ その他業務支援

(a) ア～オについて、積極的な助言や提案をすること。

(b) 必要に応じて随時打ち合わせを行うこと。

(c) 会議等以外においても内部説明用資料の作成支援を行うこと。

キ その他、計画策定に必要な支援

ク 成果品

(a) 計画書本編 A4版、100～200頁程度、1色刷り 120部

『だいたいグリーン調達方針』に定める基準により、「リサイクル適性A」ランクの用紙・インキ等の資材を使用し、同適性を満たしていることを示す表示を入れること。

(b) 概要版 A4版、8頁程度、4色（以上）刷り 80部

(c) (a) 計画書本編 及び (b) 概要版の電子データ（Word及びPDFファイル形式）を電子メールにより納品。

ケ 納品期限

令和9年3月31日までに高齢介護室まで納品すること。

また、令和9年3月大東市議会定例会月議会の議案用及び議案資料用として、同年1月ごろにその時点の計画書本編及び概要版の電子データをそれぞれ納品するものとし、納品時期の詳細については、発注者の指示によること。

② 第9期計画期間における進捗管理等支援業務

ア 介護保険サービス見込量と実績値の乖離状況について、把握・課題分析等を行い、「サービス見込量の進捗管理のための作業シート」の作成等を支援する。

イ 見える化システムを活用し、全国平均、都道府県平均、近隣保険者との比較を行い、特性を明らかにする等、「介護保険事業計画作成のための地域分析・検討結果記入シート」の作成等を支援する。

ウ ア及びイについては、令和8年度実施分を支援対象とする。

③ 会議支援業務

ア ①及び②における、協議会や本市内部の会議等において、以下のイからオの業務を行う。

イ 審議事項を検討する。

ウ 審議事項に関する資料等を作成する。

エ 審議事項について会議等に出席し説明する。(5回程度を想定)

オ 会議等の議事録を作成する。

5. その他

- (1) 本業務の履行に当たっては、発注者と協議等を行いながら進めるものとする。
- (2) 本業務で知り得た事項については、他に漏らしてはならない。
- (3) 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。ただし、受注者は発注者の許可を得て貸与、公表、使用することができる。
- (4) 本業務に必要な資料を発注者から借り受けた場合は、適正に管理し、業務完了後は速やかに返却すること。
- (5) 本契約で得られた成果品、資料、情報等は発注者の許可なく他に公表、貸与、譲与、使用しないこと。
- (6) 業務完了後に受注者の責に帰すべき事由による成果品の不備や不良があった場合は、受注者は速やかに発注者の指示に従い、修正等の措置を受注者負担で行うこと。
- (7) 本仕様書に記載している期限及び期間、並びに本業務を実施する上で、発注者と受注者との間の協議において決定した期限及び期間については、これを遵守すること。
- (8) 本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。